

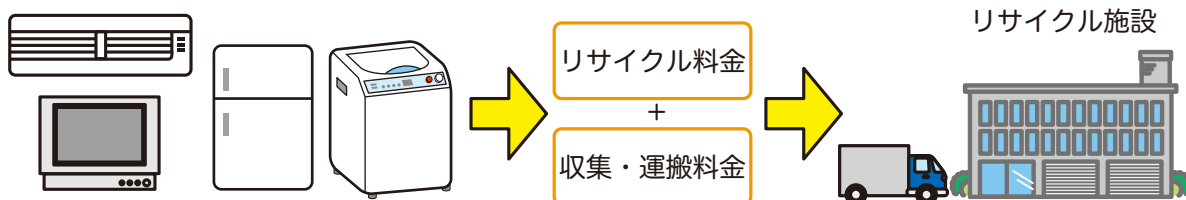
情報コーナー

沼津市のごみに関する情報ページ

市のホームページにて沼津市のごみに関する情報を提供しています。
『ごみ・リサイクル広場 (<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/sumai/gomi/index.htm>) 』をご覧ください。

家電のリサイクル

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、家電リサイクル法に基づき、製造業者等による再資源化処理が行われます。



〈処分方法〉 ※どの方法でもリサイクル料金等の支払いが必要です。

リサイクル料金のお問い合わせ先 家電リサイクル券センター (☎0120-319-640)
ホームページ <https://www.rkc.aeha.or.jp/>

- 買い替えの場合は、新しい製品を購入するところ（販売店）に引取りを依頼
- 処分のみを行う場合で、

- ・購入した店が近くに存在する場合 → 購入した店に引取りを依頼
- ・購入した店が遠方または不明であるなどの場合

【方法1】 収集運搬業者にリサイクル料金の納入代行及び指定引取場所への持込みを依頼

【方法2】 郵便局・ゆうちょ銀行でリサイクル料金を納め、収集運搬業者に指定引取場所への持込みを依頼

【方法3】 郵便局・ゆうちょ銀行でリサイクル料金を納め、自ら指定引取場所へ運搬

※方法1・2の収集運搬業者については、沼津一般廃棄物処理業協会 (☎055-933-7829) にお問い合わせください。

パソコンのリサイクル



パソコンの処分については、製造メーカーに回収の申込みをしてください。

自作パソコンやメーカーが無くなっている場合、また詳細については「パソコン3R推進協会」 (☎03-5282-7685 ホームページ<https://www.pc3r.jp/>) にお問い合わせください。

使用済小型家電の回収

小型家電に含まれる貴金属やレアメタルなど、貴重な資源の再資源化と適正な処理を目的として、市内の施設に専用ボックスを設置し、回収しています。

回収品目：携帯電話、ノートパソコン、デジタルカメラ、ビデオカメラ、小型ゲーム機、デジタルオーディオプレーヤー、CD・MDプレーヤー、カーナビ、USBメモリー、電子辞書、以上10品目とその附属品
※ただし、ボックス投入口（30cm×15cm）に入る大きさのものに限ります。



携帯電話



ノートパソコン



デジタルカメラ



ビデオカメラ



ゲーム機



デジタルオーディオプレーヤー

回収している10品目



CD・MDプレーヤー



カーナビ



USBメモリー



電子辞書

回収場所：市役所、図書館、各地区センターなど（施設の一覧は、市ホームページ『ごみ・リサイクル広場』やごみ分別アプリ「さんあ〜る」でご案内しています）
※持ち込み可能な時間は各施設の開館時間内で、各施設により異なります。

高齢者・障害者世帯粗大ごみ収集

対象世帯：高齢者（70歳以上）のみの世帯並びに家事援助を受けている障害者のみの世帯で、粗大ごみの排出が困難な世帯を対象に収集します。

※事業活動（過去も含む）や引っ越しによるものは除きます。

収集品目：原則1辺が1メートル以上のもの。ただし、家電リサイクル法に定められているテレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコンや市で処理できないものは収集しません。

料 金：無料

排出方法：1回5個まで、事前の申し込みが必要です。

搬出の際はご本人の立ち会いが必要です。

また、原則、玄関先まで出していただくようお願いします。

※ご本人不在・排出物が外に出せない場合などは当日お断りする場合があります。（2回目以降の収集は、多くの方々に利用できるよう、前回の収集日から2ヶ月以上空けてから申し込みをお願いします。）

収 集 日：年末年始、土曜日、日曜日、祝日を除く毎日の午後になります。

申し込み：電話での受付（ただし、年末年始、日曜日を除く）

お問い合わせ、お申し込みは、クリーンセンター収集課（☎055-933-0768）まで

在宅医療廃棄物

在宅医療に伴って発生する医療系廃棄物（チューブ類、点滴バッグ等）を集積場所に排出する場合は、事前に届出が必要です。届出をせずに排出された医療系廃棄物は回収しませんので、必ず届出をお願いします。

なお、針類（注射器用、点滴用等）につきましては、市では回収しません。処方された医療機関等へお返しく下さい。

適切な排出・処理にご協力をお願いします。



お問い合わせ、届出はクリーンセンター管理課（☎055-933-0711）まで

事業系指定袋

事業所から出る一般廃棄物が、月平均100kg以下である場合、**沼津市事業系指定袋**で排出することができます。

（資源、埋め立てごみを除く）

- ・事業者の責任として、ごみの出し方のルールを守って排出してください。
- ・市に「少量排出事業者集積場所使用届」を提出してください。
- ・排出するごみ集積場所を管理する自治会の了承を得てください。
- ・袋には必ず事業所名を記入してください。

＜事業系指定袋の販売・お問い合わせ＞

クリーンセンター管理課（☎055-933-0711）

市役所環境政策課（販売のみ）

各市民窓口事務所、大手町会館（販売のみ）



すまいるしょっぷ



市では、簡易包装の推進、買物袋の推奨、食品ロスの削減、資源物の店頭回収等、積極的にごみの減量・リサイクル推進に取り組んでいる販売店・飲食店・宿泊施設を「すまいるしょっぷ」（沼津市ごみ減量・資源化推進協力事業所）として認定しています。

市民の皆様には「すまいるしょっぷ」の取り組みにご理解いただき、お買い物・外食・宿泊はぜひ「すまいるしょっぷ」を活用し、環境にやさしいライフスタイルを心掛けていきましょう。

※事業所の紹介は市ホームページ『ごみ・リサイクル広場』やごみ分別アプリ「さんあ〜る」をご覧ください。

沼津市ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

「さんあ〜る」は、「ごみの出し方便利帳」と「ごみの年間収集計画表」両方の機能を有するアプリです！ぜひご活用ください。



主な機能

- 収集日をカレンダー形式で確認できます（収集日を知らせる機能付き）。
- 「ごみの出し方便利帳」の情報が手軽に閲覧できます。
- 品目名から分別方法を検索できます。
- 分別方法やリサイクルについて楽しく学ぶことができるクイズもあります。
- ごみ減量・資源化推進協力事業所「すまいるしょっぷ」や小型家電回収拠点などの情報を確認できます。

まずはアプリをインストール！

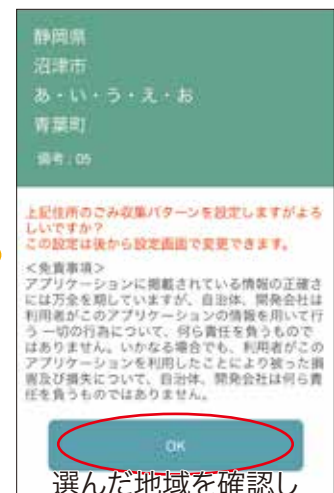
各ストアより「さんあ〜る」で検索しダウンロードしてください。右記のQRコードからもダウンロード可能です。

※QRコードはデンソーウェブの登録商標です。



収集地区を設定してください！

都道府県一覧から「静岡県」を選択し、自治体一覧から「沼津市」を選択。「あいうえお」別に地区を掲載しているので、該当する項目を選択し、地区を設定してください。



選んだ地域を確認し「OK」をタップ

「メニュー」→「設定」から、ごみ出し日通知のON/OFFの設定と通知するごみの区分及び通知時間の設定ができます。

「インフォメーション」機能により、ごみ減量・資源化に関する様々な情報を随時発信しています。ぜひそちらもご覧ください。